

医協ニュース

第10号

■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 新年のご挨拶
- ☐ 賛助会員制度のご案内
- ☐ 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 労働基準法の一部改正についての対応、留意点②
- ☐ 人事労務管理サポート事業のご案内

新年のご挨拶



宮城県医師協同組合 理事長 伊東潤造

新年明けましておめでとうございます。組合員各位にはすこやかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。昨年中は、本組合の事業運営につきまして、あたたかいご支援とご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年は、8月に行われました衆議院議員総選挙で、民主党の圧倒的勝利により自民党政権から民主党・社民党・国民新党との3党連立政権へ政権交代がありました。

また、依然猛威を振るっている新型インフルエンザの大流行では、ワクチン不足等により、現場の先生方には大変ご苦勞されたことと存じます。本組合でも、新型インフルエンザ対策マスク、シャーププラズマクラスター等を斡旋いたしました。多くの組合員の先生方にご利用いただきありがとうございました。

本組合の新事業といたしまして、開業5年以内の組合員・医師会会員を対象としたクリニックの経営比較サービス、クリニックにおける人事・労務面でのトラブル防止のための人事労務管理サポート事業を開始いたしましたのでご利用いただければと存じます。

教育情報提供事業につきましても、引き続き重点事業として取り組んでいき、先生方のお役に立てるよう、宮城県医師会の共催のもと「医業経営セミナー」や「マナーマネジメントセミナー」を開催いたしますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

本年も、県医師会のご指導のもと、相互扶助の基本理念を忘れずに着実に前進し、組合員福祉の向上に寄与していく所存でございますので、これまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



賛助会員制度のご案内

本組合では、勤務医の先生方にも開業医の先生方と同様のサービスをご利用いただけるよう「賛助会員制度」を設けております。

賛助会員制度

- 加入資格 …… 宮城県医師会会員（開業会員以外）
- 入会金 …… 1,000円
（年会費、賦課金等は一切不要です。また、退会時には入会金をお返しいたします。）
- 申込方法 …… 本組合へ加入申込書をご請求下さい。
※入会金、購買代金等をお支払いただくための口座登録が必要です。
なお、入会金・購買代金の引き去りは業務委託先である宮城県医師会が行います。

主なサービスの紹介

- ① 医学書籍WEB購買・FAX購買サービス
和書・洋書あらゆる書籍が組合員価格・送料無料で購入できます。
- ② JMCキャンペーン
医療機器等が組合員価格でご購入いただけます。

医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。

和書・洋書あらゆる書籍が **組合員価格** さらに **送料完全無料**

和書・洋書のあらゆる書籍が組合員価格で購入いただけます。
さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書360万件の膨大な情報にアクセス可能。
最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。
また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。
ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます。(専用注文用紙)

宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめて、ご請求いたします。

お申込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ④ ID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。

組合員価格
送料無料



活動報告（各種会議）

1. 常務理事会

- (1) 第7回常務理事会 [平成21年12月16日(水)／宮城県医師会館]
【議題】 1号議案 第12回理事会後の入退会等組合員異動について
2号議案 第12回理事会後の入退会等賛助会員異動について
3号議案 平成21年度事業報告（平成21年11月30日現在）について
4号議案 本組合総代選挙について
5号議案 本組合役員選挙について

2. 全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成21年事務局代表者会議 [平成21年12月12日(土)～13日(日)／神奈川県・TKPコンカード横浜カンファレンスセンター]
(2) 平成21年度第1回福祉部会 [平成21年12月20日(日)／東京都・全医協連会館]
(3) 休診共済会第1回・第2回理事会並びに第31回総会 [平成22年1月16日(土)／東京都・全医協連会館]
(4) 平成21年度第3回理事会 [平成22年1月17日(日)／東京都・全医協連会館]

労働基準法の一部改正についての対応、留意点②

<年次有給休暇の時間単位の付与>

前回、労働基準法の一部改正について述べました。その中で年次有給休暇の時間単位の付与ができるようになることを説明しました。医院、クリニックでは比較的活用される制度と思われるので、今回はその内容について詳しく説明して行きます。

年次有給休暇の最低単位は、これまで原則として「1日単位」であり、半日単位で付与することは防げないとされてきましたが、時間単位での付与は認められていませんでした。

今回の改正（平成22年4月1日施行）で、労使協定を締結した場合は、年次有給休暇日数のうち5日を限度として時間単位での付与が可能となります。

1. 労使協定で定める事項

①対象労働者の範囲

対象労働者は、「全員」でも構いませんが、通達は、「たとえば一斉に作業を行うことが必要とされる業務に従事する労働者等にはなじまないことが考えられる」としており、対象労働者の範囲を明確に協定することを求めています。

②時間単位年休の日数

時間単位年休の日数は5日以内で定めなければなりません。

所定労働時間8時間の場合、時間単位年休は最大40回取得できるということです。

③時間を単位として与えることができるとされる有給休暇1日の時間数

「1日の所定労働時間数を下回らない」ものとしなければならないわけですから、「時間を単位として与えることができる」とされる有給休暇1日の時間数は、1日の所定労働時間が8時間の場合は8時間以上、1日の所定労働時間が7時間半の場合も8時間以上ということになります。

●所定労働時間6時間以下の者	➡ 6時間
●所定労働時間6時間超7時間以下の者	➡ 7時間
●所定労働時間7時間超の者	➡ 8時間

なお、これを定めることの効果は、たとえば、1日の所定労働時間が「7時間半」のような企業においては、年次有給休暇を時間単位で付与する場合には、時間単位の年次有給休暇が8時間に達したときに「1日の年次有給休暇」が消化されたものとして取り扱うというところにあります。すなわち、年次有給休暇を1日単位で付与する場合には、7時間半の勤務を免除すれば足りるのに対して、時間単位で付与する場合には、8時間の不就業で1日分の年次有給休暇が消化されたものとして取り扱わなければなりません。30分については使用者側に不利な内容となります。

④1時間以外の時間を単位として時間単位年休を与えることとする場合には、その時間数

これについては、「1日の所定労働時間数に満たないものとする」必要がありますから、協定できる時間数は、1時間を超え1日の所定労働時間未満の時間ということになります。

すなわち、「2時間単位」「3時間単位」「4時間単位」～「7時間単位」といった単位が考えられます。

「2時間」を1単位として協定した場合は、1時間単位ではなく、2時間単位が最小単位となります。

「1時間単位」の場合は「1時間」の倍数による請求が可能ですから、労働者にとっては3時間（1時間単位の年休を3回請求）、5時間（1時間単位の年休を5回請求）といった請求も可能です。

2.時季変更権との関係

時間単位年休も年次有給休暇ですから、法的には時季変更権の行使も可能です。ただ、時間単位の年休が時季変更権行使の条件である「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当するケースがどの程度あるかについては、かなり限定されてくるのではないかと考えられます。

また、次のような形の時季変更権の行使は認められません。

●時間単位の請求に対する日単位への変更権の行使

●日単位の請求に対する時間単位への変更権の行使

さらに、労使協定において次のようなことを定めることも認められません。

●取得できない時間帯を定めること

●所定労働時間の中途の取得を制限すること

●1日の取得時間数の制限

3.時間単位の年次有給休暇に対する賃金

時間単位の年次有給休暇に対する賃金は、就業規則等で定めるところにより、次のいずれかによって支払わなければなりません。

●平均賃金もしくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の額をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金

●標準報酬日額をその日の所定労働時間数で除して得た金額

多くの場合は、時間単位の年次有給休暇を付与した時間について、年次有給休暇を取得しなかった場合と同様の賃金計算をしておけば足りるものと思われます。

4.その他

時間単位年休は、計画的付与の対象にすることはできません。

また、従来から、半日単位の年休が認められていますが、この取扱いに変更はありません。すなわち、時間単位年休は、労使協定の締結が必要ですが、従来から認められている半日単位の年休には、労使協定は不要ということです。

また、時間単位年休は、年次有給休暇のグループに入りますから、時間単位年休制度を実施する場合は就業規則に規定する必要があります。

※「時間単位年休に関する協定」のひな型を作成しましたので、ご希望の組合員様には提供させていただきます。

(作成協力：豊嶋社会保険労務士事務所)

豊嶋社会保険労務士事務所（宮城県医師協同組合顧問契約先）豊嶋 正孝

人事労務管理サポート事業のご案内

本組合では、人事・労務・就業規則等をテーマに医業経営セミナーを実施して参りましたが、今般、新たに「人事労務管理サポート事業」を開始いたしました。

組合員の皆様の経営サポートを目的とし、特に、人事・労務面でのトラブル防止のために、法的知識を再点検し、正しく理解して経営の安定化に向けた支援を行います。

相談窓口

医師協同組合に、相談窓口を設置します。

お申込みは、FAX (022-722-8242) 又はE-mail (ikyo@miyagi.med.or.jp) で常時お受けいたします。

回答は、社会保険労務士に確認のうえ、原則、書面でお返しいたします。微妙なニュアンス等で聞き取りが必要な場合には、社会保険労務士より直接ご連絡をさせていただきます。

相談料金

初期の相談につきましては、原則無料です。

ただし、就業規則・各種規程の策定依頼等個別・具体的な案件については、社会保険労務士事務所との直接取引とさせていただきます。

お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局

〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5 (宮城県医師会館内3階)

TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp